

国際・経済・港湾委員会  
配 付 資 料  
令 和 5 年 12 月 14 日  
経 済 局

## 企業立地促進条例の実績及び企業立地の現状と課題について

企業立地促進条例（横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例）は、平成16年4月の制定以降、企業立地を取り巻く環境の変化等を踏まえた改正を行いながら、本社・研究所等の進出や市内企業の事業拡張に伴う再投資など、本市の経済発展につながる企業の立地促進に大きな役割を果たしてきました。

現行の条例（以下、「第6期」）が令和5年度末をもって適用期間の期限を迎えることから、条例の実績及び企業立地の現状と課題について、ご報告します。

### 1 企業立地促進条例の概要

#### （1）目的

企業立地等の促進を図り、併せて市民雇用とともに市内雇用の増大及び市内企業の事業機会  
の拡大を図ることにより、横浜市経済の活性化に寄与すること

#### （2）支援内容

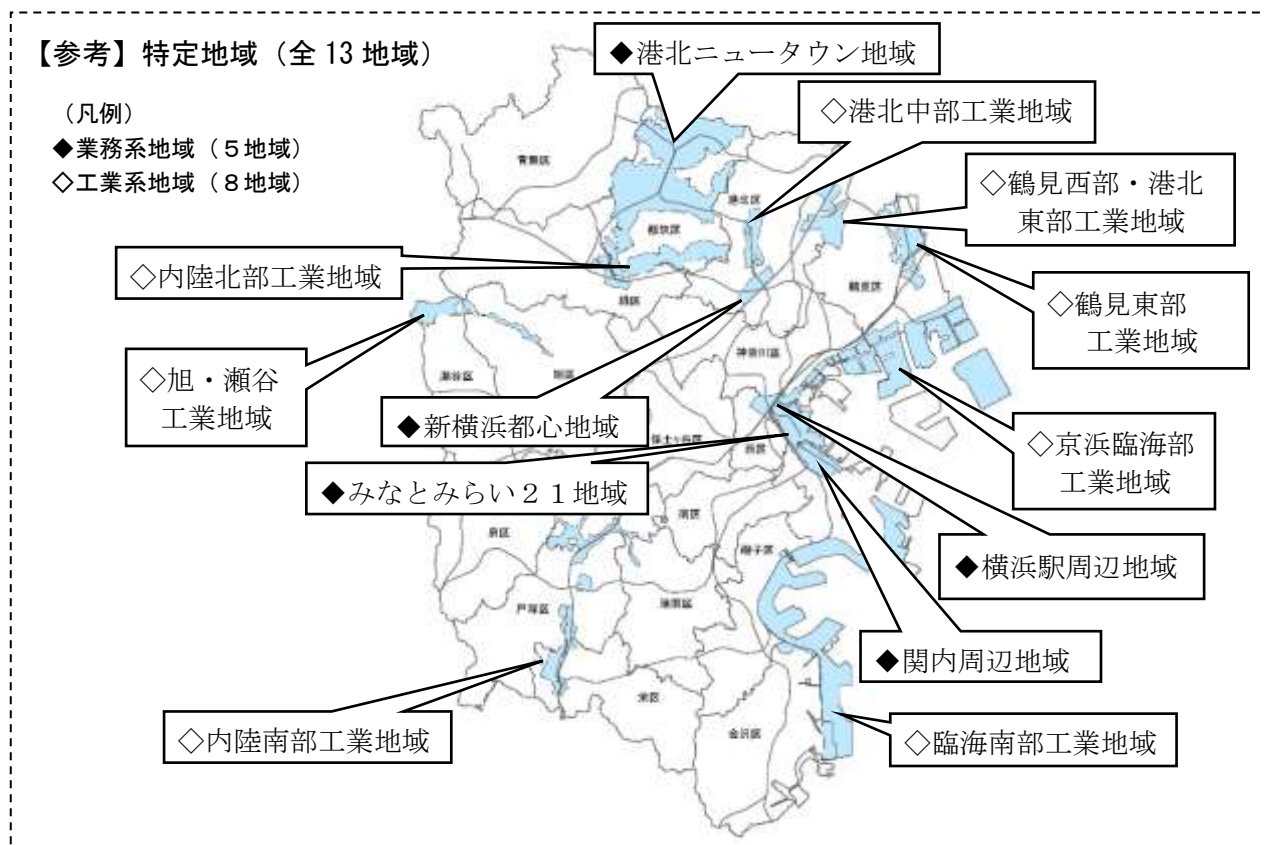
企業立地等促進特定地域（以下、「特定地域」）及び特定地域以外の市域（以下、「特定地域外」）  
において、一定の条件を満たす事業計画を実施する者を認定し、助成金の交付及び法人市民税  
の特例措置（軽減）を実施。

#### ア 事業所の立地、工場等の建て替え・増設等を行う事業者への支援【固定資産取得型】

中小企業は1億円以上、大企業は50億円以上の投資を行う者に対し、助成金を交付。

#### イ 賃貸施設へ移転するテナントへの支援【テナント型】

法人市民税の法人税割額を一定期間軽減。



## 2 企業立地促進条例の実績

### (1) 認定の実績

- 令和5年11月末現在、170件の企業立地を認定し（うち中小企業47件）、本社・研究所の新規進出、市内企業の再投資、観光・MICE施設の立地を呼び込んできました。
- みなとみらい21地域においては、これまでの条例の支援により投資を促進し、街区開発に貢献しました。
- みなとみらい21地域における研究開発施設の立地に加え、内陸部や臨海部においても大企業の研究開発施設の集積が進み、オープンイノベーションのためのスペースを備えた研究開発施設が複数立地しました。
- その他、特定地域では中小企業の投資やテナント型による企業進出を着実に支援し、特定地域外においては、半導体関連事業を行う企業の研究開発施設が新たに2件立地しました。

#### 【参考】認定件数の期別内訳（令和5年11月末現在）

- ・第1期（平成16～平成20年度、5年）：54件（取得型54件）
- ・第2期（平成21～平成23年度、3年）：21件（取得型12件・テナント型9件）
- ・第3期（平成24～平成26年度、3年）：24件（取得型15件・テナント型9件）
- ・第4期（平成27～平成29年度、3年）：33件（取得型26件・テナント型7件）
- ・第5期（平成30～令和2年度、3年）：19件（取得型10件・テナント型9件）
- ・第6期（令和3～令和5年度、3年）：19件（取得型12件・テナント型7件）

#### 【参考】第6期の認定企業（19件）※50音順

取得型：(株)ウィッシュボン（工場/中小）、NKKスイッチズパイオニクス(株)（工場・本社/中小）、キオクシア(株)2件（研究所、研究所設備）、古賀電機(株)（工場/中小）、(株)JVCケンウッド（研究所）、城南信用金庫（既存ビル建て替えによる賃貸オフィス床新設）、(株)東芝（工場設備）、(株)東伸（工場・本社/中小）、Mywayプラス(株)（研究所/中小）、(株)ユニバレオ（研究所）、レーザーテック(株)（研究所・本社等）

テナント型：(株)アイネット、サクサ(株)、LG Japan Lab(株)、(株)ディー・エヌ・エー、(株)ニコシステム、(株)ピューズ（中小）、ヤマハ発動機(株)

### (2) 認定による効果

#### ア 雇用（令和4年12月現在）

各認定企業の立地前の状況と比較すると、約4万4千人の雇用増となっています。

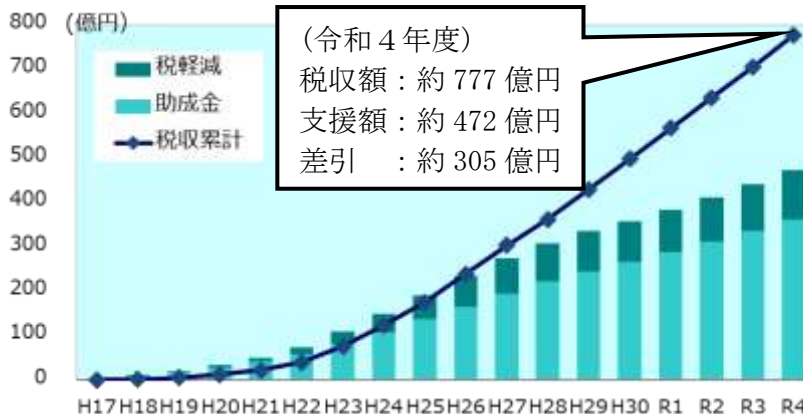
#### イ 市内への発注（令和4年12月現在）

市内・準市内企業に対し、建設・設備投資は累計で約6,054億円、事業活動は年間で約802億円（令和4年実績）の発注が生み出されています。

#### ウ 税収

令和4年度までの実績でみると、累計で税収は約777億円、支援額は約472億円となっており、税収が約305億円上回っています。

#### 【参考】支援額（税軽減・助成金）と税収の推移（単位：億円）



### **3 企業立地の現状と課題**

#### **(1) みなとみらい21地域の概成に伴う次の受け皿づくり**

みなとみらい21地域の街区開発進捗率が令和4年度には96%に達し、大規模な企業立地の受け皿が不足しています。そのため、特定地域外を含め土地の有効活用を促進し、またまちづくりと連動し再開発の動きが見込まれるエリア等において重点的に誘致する必要があります。

#### **(2) 本市の強みを生かした企業誘致**

本市は都心部・国内外からのアクセスが良い点、技術者・研究者約16万人・理工系大学9校を有する豊かな人的資源が企業から評価され、研究開発施設の立地場所として選ばれています。この強みを活かし、さらに研究開発施設の集積を推進する必要があります。

#### **(3) 脱炭素社会実現への貢献**

「横浜市地球温暖化対策実行計画」で掲げる横浜臨海部における脱炭素イノベーションの創出に貢献し、また「GREEN×EXPO 2027」に向けてGX（グリーントランスフォーメーション）に資する企業の投資を本市に呼び込むことによって、環境と経済の好循環を推進する必要があります。

#### **(4) オフィス空室率の上昇**

東京都内のオフィスビル大規模供給により都市間競争が激化し、市内オフィス空室率は上昇傾向にあり、テナント誘致支援への対応が必要です。

#### **(5) 中小企業の成長支援**

円安やエネルギー高に伴う原材料価格の高騰や、人手不足等により、厳しい経営状況が続いている中小企業に対し、新規事業展開や生産機能強化に向けた投資に対する支援を引き続き行う必要があります。

### **4 今後の方向性**

エネルギー価格や物価の高騰など市内の経済状況は先行き不透明な状況にあり、少子高齢化や人口減少による経済活動の縮小や市税収入の減少が見込まれる中、横浜経済の持続的な成長・発展に向けて、引き続き企業立地を促進し、雇用の創出や市内発注の拡大を図る必要があります。

そのため、企業立地を取り巻く環境の変化やまちづくりの動き、企業ニーズなどを踏まえて、本条例の適用期間の延長や支援制度の改定を行いたいと考えており、改正案を令和6年第1回市会定例会で提出することを予定しています。

【参考】これまでの条例の変遷（支援対象、助成金の助成率・上限額、税軽減内容等）

|                  | 固定資産取得型                          |                                |                              | テナント型                                    |
|------------------|----------------------------------|--------------------------------|------------------------------|--|
|                  | 本社・研究所・工場等                       | 賃貸<br>オフィスビル等                  | 観光・MICE 施設                   |  |
| 第1期<br>(H16～H20) | <助成金><br>助成率 10%、上限 50 億円        |                                |                              | なし                                       |
|                  | <税軽減> 固定資産税・都市<br>計画税（固都税）税率 1/2 |                                |                              | なし                                       |
| 第2期<br>(H21～H23) | <助成金><br>助成率 8～10%<br>上限 20 億円   | なし                             | なし                           | <助成金><br>法人市民税<br>法人税割<br>1/2 相当<br>×3 年 |
|                  | <税軽減><br>固都税税率 1/2               |                                |                              |  |
| 第3期<br>(H24～H26) | <助成金><br>助成率 6～10%<br>上限 20 億円   | なし                             | なし                           | <助成金><br>法人市民税<br>法人税割相当<br>×3～4 年       |
|                  | <税軽減><br>固都税税率 1/2               |                                |                              |  |
| 第4期<br>(H27～H29) | <助成金><br>助成率 5～12%<br>上限 50 億円   | <助成金><br>助成率 10%<br>上限 50 億円   | <助成金><br>助成率 12%<br>上限 50 億円 | <助成金><br>法人市民税<br>法人税割相当<br>3～5 年        |
|                  | <税軽減> 固都税税率 1/2                  |                                |                              |  |
| 第5期<br>(H30～R2)  | <助成金><br>助成率 8～12%<br>上限 50 億円   | <助成金><br>助成率 8～12%<br>上限 50 億円 | <助成金><br>助成率 12%<br>上限 50 億円 | <税軽減><br>法人市民税<br>法人税割額<br>4～6 年         |
| 第6期<br>(R3～R5)   | <助成金><br>助成率 8～10%<br>上限 50 億円   | <助成金><br>助成率 8～10%<br>上限 50 億円 | <助成金><br>助成率 10%<br>上限 50 億円 | <税軽減><br>法人市民税<br>法人税割額<br>3 年又は 5 年     |